基労発0830第1号 平成24年8月30日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部長 (公印省略)

タール様物質による疾病の業務上外について (回答)

平成24年5月14日付け和労発基第182号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件事案については、別添のとおり、労働基準法施行規則別表第1の2第7 号17に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

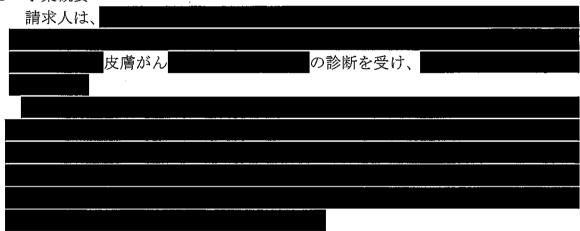
業務上外の判断理由

I 医学的検討の前提となる事実

1 請求人について



2 事案概要



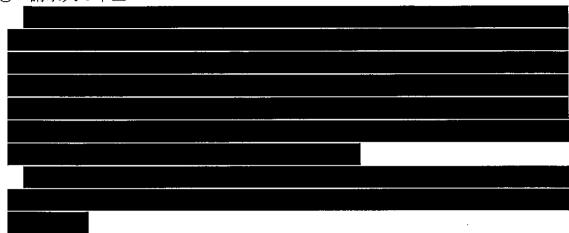
- 3 タール様物質へのばく露に関する状況
- (1) での請求人の作業
- ① 作業内容



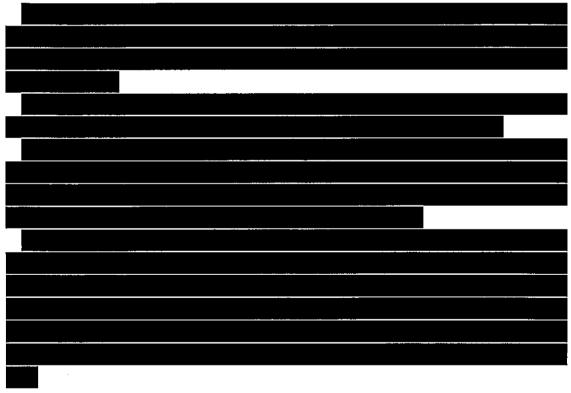
② 従事期間等

従事期間	
NC 1. N N 1 1 1 1 1	

- (2) タール様物質へのばく露の程度
- ① 請求人の申立



② 同僚の証言



(3) 保護具の貸与状況



(4)	作業環境測定結果		-	
	の他参考事項 日光へのばく露の程	上度		
(2)	請求人の既往症			
(3) ①	医師意見概要		医師	
2		医師		
3		医師		
(4)		における	タール取扱者の労	災認定事例
	認定年度	傷病名	従事期間	業務内容

•

Π		医師意見	(結論)	
	:			

Ⅲ 業務上外の判断

以上のとおり、本省が意見を依頼した

の専門医は、

とする明確な因果関係を認めることは困難であると陳述しており、その意見は事実関係を十分に理解した上で専門的見地から検討が尽くされたものと認められることから、これを採用して、本件を業務外と判断することとする。



平成24年7月27日

厚生労働省労働基準局 労災補償部長 殿



平成24年6月19日付けで貴職から意見を求められた下記1の事案について、下記2のとおり疾病と業務との因果関係について医学的意見を申し述べる。

1 請求人氏名:傷 病 名:診断年月日:

2 業務上外に係る医学的意見 別添のとおり

意見書

